

電気通信事業法施行規則等の一部改正について (「接続料の算定等に関する研究会」の議論等を踏まえた規定整備)

令和5年9月19日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 今般、研究会において第七次報告書が取りまとめられた(令和5年9月6日(水)公表)ところ、同報告書の内容を踏まえて接続制度の一層の改善を図るとともに、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備を行うため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)関係省令等の改正案を作成した。

主な改正事項

接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の内容を踏まえた規定の整備

- (1) 第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し 1
【第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)の一部改正】
- (2) 第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し 4
【電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)及び第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。)一部改正並びにMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定、令和5年4月最終改定。以下「MVNOガイドライン」という。)の改定(一部諮問対象外)】

接続制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備

- (3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し 8
【施行規則、一種接続料規則、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「一種接続会計規則」という。)及び電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件(平成13年総務省告示第243号。以下「一種指定告示」という。)等の一部改正(一部諮問対象外)】
- (4) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく規定の見直し 20
【施行規則、一種接続会計規則及び二種接続会計規則の一部改正】
- (5) その他所要の規定整備 【施行規則等の一部改正】 21

- 研究会では、令和5年度以降の加入光ファイバ接続料の改定に向けて、第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法について議論を行い、次の結論を得た(研究会第七次報告書第7章)。
 - ① β 値については、直近のNTT持株会社の株式データを基に見直すことが適当。
 - ② 主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たっては、長期安定的な指標である長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適当。
- ①については、省令の改正を要さないため、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等(令和5年5月26日諮問、令和5年7月21日答申・同日認可)において反映した。②についても、速やかに反映するために同改定において3条許可(※1)により反映したが、今般、一種接続料規則を改正することにより、研究会の結論を省令上の適正利潤の算定方法に反映する。

(※1) 第一種指定電気通信設備の接続料は一種接続料規則に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、特別の理由がある場合には、一種接続料規則第3条ただし書きの規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能。

省令改正案【一種接続料規則】

(自己資本費用)

第12条 一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用 = 当該一般法定機能に係るレートベース × 自己資本比率 × 自己資本利益率

2 (略)

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (他産業における主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

4 (略)

5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合(対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。)においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

規定の趣旨

- ・ これまで、期待自己資本利益率の算定に用いる主要企業自己資本利益率については、国内4証券取引所(札幌、東京、名古屋及び福岡)の上場企業の実績財務データにより算定していたが、直近では、新型コロナウイルス感染症等の影響により大きな変動が生じていた。
- ・ 研究会の結論を踏まえ、主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たっては、第二種指定電気通信設備の接続料算定においても用いられている長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia」(計測期間: 1952年から))を使用する。
- ・ 同指標は電気通信事業に係るリスク・プレミアムを含むところ、他産業の主要企業を参照することとされている現行の主要企業自己資本利益率に係る規定を見直す。

(参考) 適正利潤の算定方法

- 報酬(適正な利潤)は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

$$\begin{aligned}
 & \text{他人資本費用 (第11条)} = \text{レートベース (設備毎の正味固定資産価額から算定)} \times \text{他人資本比率 (全社の資本構成比率から算定)} \times \text{他人資本利子率} \\
 & + \\
 & \text{自己資本費用 (第12条)} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\
 & + \\
 & \text{利益対応税 (第13条)} = \text{レートベース} \times \left(\begin{array}{l} \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ + \\ \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{有利子負債以外の負債の利子相当率} \end{array} \right) \times \text{利益対応税率 (法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定)}
 \end{aligned}$$

期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は他産業における主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値

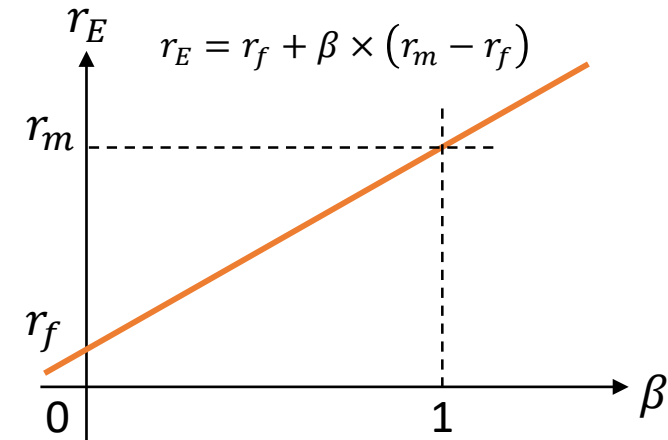
期待自己資本利益率 (「CAPM的手法」により算定)

$$= (1-\beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{主要企業の平均自己資本利益率}$$

(国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は0) (イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社のデータ)

■ CAPM的手法

- 資本試算評価モデル (CAPM: Capital Asset Pricing Model) は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。
- 接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方にに基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。
- CAPMの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「 β 」が分かれば、その株式の期待利益率 (右図の r_E) は、市場自己資本利益率 (右図の r_m) とリスクフリーレート (右図の r_f) をパラメータとした、 β の一次関数により推定できる。(市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。)
- β は、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、 β は高くなる。



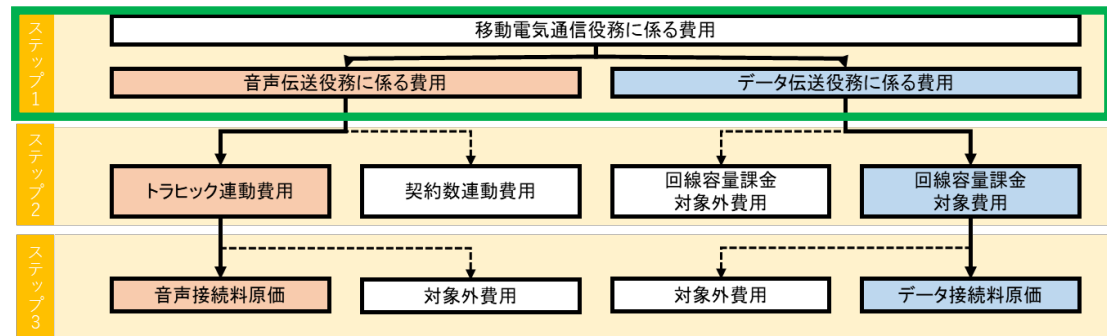
※ 第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、(第一次)接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」(平成9年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。)の改正により、自己資本利益率の算定にCAPM的手法が導入された。

- 第二種指定電気通信設備の接続料は、二種接続会計規則により整理される接続会計等を基礎として算定され、接続約款の届出に当たり添付される算出根拠は施行規則に様式が規定されている。接続料の適正性について、毎年度、算定根拠を基に総務省で検証を実施し、その結果を踏まえ、研究会において算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けた検討を実施。
- 研究会第七次報告書において提言のあった以下の2点について、施行規則の様式、二種接続会計規則及びMVNOガイドラインを改正することにより、接続料算定の精緻化及び適正性の更なる向上を図る。
 - ① 接続会計における費用配賦の検証のための様式追加
 - (原価抽出ステップ1の配賦に用いる) 固定資産価額比の算出プロセスの検証可能化
 - (原価の大宗を占める) 減価償却費及び施設保全費について、原価抽出ステップ1の算出プロセスの検証可能化
 - ② 算定根拠における予測値の算定方法に関する記載の追加
 - 見込みの具体的かつ細かな粒度での提示、見込みと予測値設定との間の因果関係の明確化
 - 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因分析結果の次期予測値算定への反映

①接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

原価抽出プロセスの概要

- 音声/データ接続料の原価は、3ステップ(ステップ1:音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2:トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3:接続料原価の抽出)に基づき抽出される。
- ステップ1については、二種接続会計規則に配賦基準が示されているとともに、二種指定設備設置事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。



- ステップ1においては、移動電気通信役務に係る各営業費用が①音声直課費用、②データ直課費用及び③配賦対象費用に分類される。接続料原価の大宗を占める減価償却費及び施設保全費については、①②のとおり各役務に費用を直課した上、③の配賦対象費用については「固定資産価額比」に基づいて配賦される。
- 固定資産価額比の算出に当たっては、①音声直課資産、②データ直課資産及び③配賦対象資産に分類され、③については原則として回線数比又は取扱量比に基づいて算出することとされている。

◆ 二種接続会計規則別表第三(抜粋)

1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

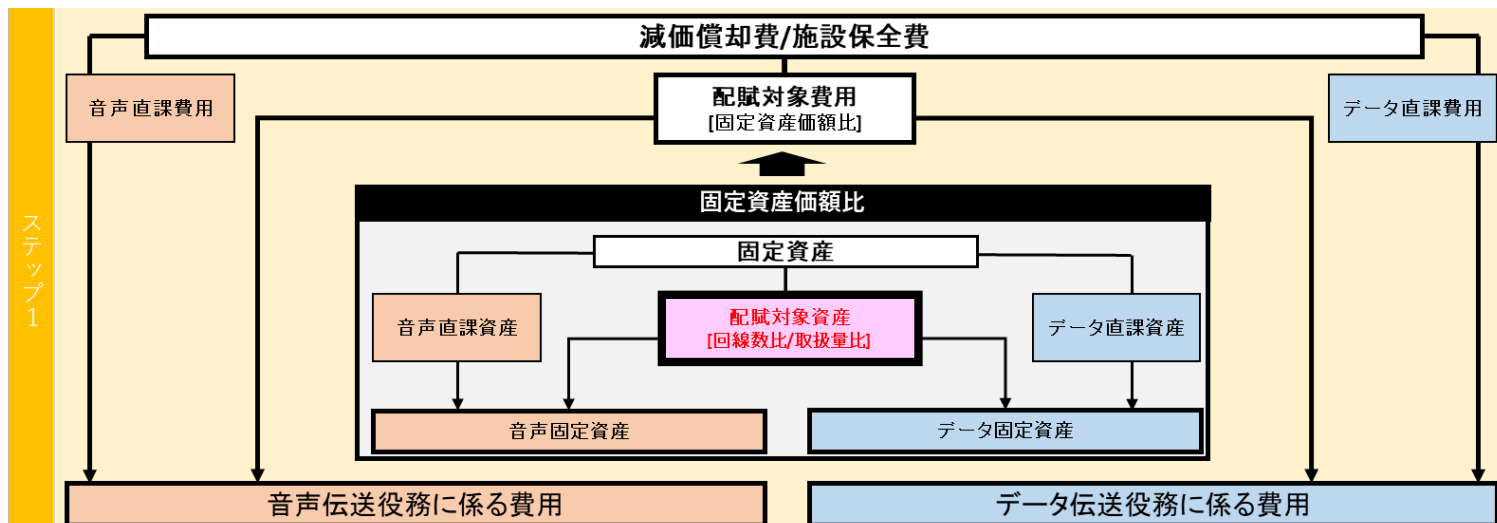
(2) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

施設保全費 関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比

減価償却費 関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。)比

(3) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。

- 直課/配賦については、固定資産価額比を算出する際の資産の直課/配賦と減価償却費及び施設保全費といった費用を音声/データ間で配分する際の費用の直課/配賦について区別して議論することが必要。



(研究会(第73回)資料より抜粋)

①接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

省令改正案【二種接続会計規則】

(個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書)

第5条 事業者は、別表第一による個別注記表、(略)並びに別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を含む当該役務別固定資産帰属明細表及び(略)を作成しなければならない。

別表第五 役務別固定資産整理表の様式(第5条及び第10条関係)【新設】

様式第1 直課及び配賦に係る固定資産価額 (単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務						合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			
	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	
電気通信事業固定資産(帳簿価額)							
有形固定資産							
機械設備							
(略)							
有形固定資産合計							
無形固定資産合計							
電気通信事業固定資産合計							

様式第2 主要な直課対象の固定資産項目

	主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額(単位:円)	当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別	当該固定資産項目を直課している理由
有形固定資産				
機械設備				
(略)				
無形固定資産				

様式第3 主要な配賦対象の固定資産項目

	主要な配賦対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額(単位:円)	当該固定資産項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
有形固定資産					
機械設備					
(略)					
無形固定資産					

規定の趣旨

- 原価の大宗を占める減価償却費及び施設保全費における音声伝送役務/データ伝送役務間の配賦基準となる**固定資産価額比**について、その**算出プロセスを総務省において検証可能とするため**、
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に**直課/配賦している固定資産価額の総額**(様式第1)
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に**直課している主要な固定資産の項目、価額及び直課とする理由**(様式第2)
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務間で**配賦している主要な固定資産の項目、価額、配賦基準等及び当該配賦基準を採用する理由**(様式第3)
 について、固定資産区分ごとに記載する様式を配賦整理書に追加(別表第五)。
- 減価償却費及び施設保全費の音声伝送役務/データ伝送役務間での配分についても、**原価抽出ステップ1の算出プロセスを総務省において検証可能とするため**、
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に係る**直課/配賦している費用の総額**
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務に**直課している主要な費用の項目、額及び直課とする理由**
 - ✓ 音声伝送役務/データ伝送役務間で**配賦している主要な費用の項目、額、配賦基準等及び当該配賦基準を採用する理由**
 について、費用区分ごとに記載する様式を配賦整理書に追加(別表第六として別表第五と同様の様式を新設)。

① 接続会計における費用配賦の検証のための様式追加

省令改正案【二種接続会計規則】

(接続会計報告書等の公表)

第10条 (略)

2 (略)

3【新設】 前二項の規定にかかわらず、事業者は、その事業上の秘密の保持の必要により、接続会計報告書等のうち別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を公表しないことができる。

規定の趣旨

- 現行の規定では、接続会計報告書及び配賦整理書は全て公表することとしている(第10条第1項)が、今般追加する別表第5及び別表第6により作成される書類には二種指定設備設置事業者の経営上の機密情報を含む可能性があるため、公表しないことができる旨を規定(第10条第3項)。

② 算定根拠における予測値の算定方法に関する記載の追加(諮問対象外)

省令改正案【施行規則】

様式第17の4の2 2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送役務に係る費用			回線容量課金対象外費用			回線容量課金対象費用			接続料対象外費用			接続料原価		
	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値	実績値	参考値	予測値
(費用区分略)															
合計															
費用区分	予測値の具体的な計算式等						基礎的なものの具体的な値								
(費用区分略)															

(注1~8 略)

9【新設】 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。(略)

(記載例)

…の取組により…に係る費用の低減を見込む。

(910 略)

11【新設】 様式第17の4の9表1(略)及び表2(略)について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄に記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。(略)

(記載例)

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、…の傾向を踏まえ、…に係る費用の低減を見込む。

規定の趣旨

- 将来原価方式による接続料算定に必要な原価の予測値の精緻化のため、原価の算出に係る様式において、
 - ✓ 予測値算定のための計算式や具体的な値の設定における見込みの考え方について、費用区分ごとに細かな粒度での記載を求めるとともに、見込みと予測値設定との因果関係の明確化のための記載例を追加。
 - ✓ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因分析の結果を予測値に反映することを求めるとともに、分析結果と予測値設定との因果関係の明確化のための記載例を追加。
- 同様の規定を、利潤及び需要の算出に係る様式(様式第17の4の4及び様式第17の4の6)にも追加。
- MVNOガイドラインにも対応する記載を追加。

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

① 優先接続機能(マイライン)の廃止

- マイラインはNTT東日本・西日本の加入電話の利用者が、事前に登録することで事業者識別番号をダイヤルしなくても「市内」「市外」「県外」「国際」の区分ごとに中継事業者を選択できるサービス(平成13年に導入)。
- 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年3月28日一次答申、9月27日二次答申)の考え方を踏まえ、固定電話網のIP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本加入電話発の接続ルート切替(令和6年1月)時に、マイラインは廃止される(※1)。
- マイラインを実現するための機能として、一種接続料規則において「優先接続機能」が設定されているところ、マイライン廃止後の令和6年3月に、当該機能を法定機能(※2)から削除する。

(※1) 二次答申においては、これまでマイラインにより担保されてきた電気通信事業者間での通話に用いる電話番号の桁数の同等性の確保は、IP網への移行後は、NGNの優先パケット識別機能等を用いたサービス提供において番号ポータビリティを行うことで可能となると整理されている。

(※2) 第一種指定電気通信設備制度においては、総務省令で定める機能(法定機能)の単位で接続料を設定することとされている。法定機能は、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。

省令改正案【一種接続料規則】

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備	
(略)			
二 端 末 系 交 換 機 能	(略)	第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。)	
	優先 接続 機能		電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能
	(略)		
(略)			

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の加入者交換機等における端末系交換機能のうち「優先接続機能」を法定機能から削除し、当該機能に係る接続料の設定義務を解除。

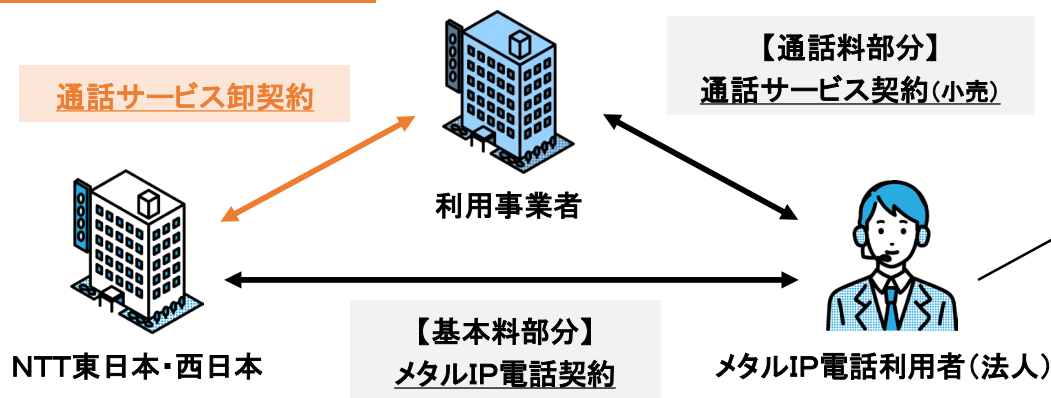
(※3) 当該機能は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第16条に基づく東西均一接続料の対象とされてきたところ、東西均一接続料関係省令において所要の措置を講じる。

- ✓ 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令(平成15年総務省令第119号)第3条(諮問対象外)
- ✓ 接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)附則第15項

(※4) 削除に伴い、当該機能に係る接続料の設定方法に関する規定を削除(一種接続料規則第15条の一部改正)。

- マイライン廃止後は、各事業者がマイラインにおいて有していた顧客基盤(タッチポイント)を確保するなどの観点から、NTT東日本・西日本から、希望する他事業者に対し「メタルIP電話の通話サービス卸」(以下「メタルIP通話卸」という。)が代替として提供される。
- 事業者間協議を踏まえて提供条件等が決定され、マイライン提供事業者のうち2社(KDDI及びソフトバンク。令和5年8月現在のマイライン提供事業者はNTT東日本・西日本、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、アルテリア・ネットワークスの7社。)において、法人のマイライン利用者向けにメタルIP通話卸によるサービスを開始する。(それ以外の利用者については一律でNTT東日本・西日本の通話サービスに移行)
- メタルIP通話卸については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申において、他事業者による安定的な利用を可能とするための透明性・適正性・公平性の観点から、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められるか、総務省において提供条件について検証を行うこととされている。

メタルIP通話卸の提供形態の概要



【マイラインからの移行方法】

- ・ 法人利用者の移行先サービスは、令和5年6月末時点のマイライン登録状況に基づき決定。
- ・ 令和5年6月まで、マイライン利用者に対し、マイライン事業者協議会より、①マイラインが終了する旨及び②その時点での登録状況に基づく移行先サービス(予定)を周知済。
- ・ 周知を踏まえ、法人利用者は期限までにマイラインの登録を変更することにより、移行先サービスを変更することも可能。

○ 固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申 ～最終形に向けた円滑な移行の在り方～(平成29年9月27日情報通信審議会答申)

5.3 マイライン機能の扱い 5.3.2 具体的方向性(考え方)

他方で、案①(注:マイラインを廃止した上でメタルIP電話の通話サービス卸を代替とする案)を採用するとした場合、現在のマイライン利用者への電話の提供条件が、通話サービス卸の提供条件に大きく影響されることとなる点に留意する必要がある。

実際、マイラインの代替サービスを提供するものとしてNTTから提案されているメタルIP電話の通話サービス卸については、事業者間協議において、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公正性を確保することが課題として認識された。

これについては、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、総務省において検証を行い、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合には、これによるマイラインサービスからの代替を進めることとし、マイラインサービスのための制度の廃止手続きに入ることが適当と考えられる。

- 今般の優先接続機能の削除に際し、総務省において検証を行ったところ、結果は次のとおり。

提供条件

卸役務の内容

- ・ NTT東日本・西日本のメタルIP電話の利用者向けの通話サービス(※1)
- ・ 一部呼種(0AB0、緊急通報、117・177以外の1XY)を除く(※2)。

(※1) マイラインで設定されていた区分毎に卸役務を提供(4区分卸)するのではなく、通話区分を問わず一括で卸役務を提供する(1区分卸)。

(※2) 対象呼種はマイラインと比較して拡大(0A0(携帯電話)着、#ABCD、117等が追加)。

卸料金、工事費・手続費

- ・ 卸料金:利用者料金(通話料)に一定の割合()を乗じた額に回線単位料金(円/月)を加えた額。
- ・ 工事費:設定しない(不要)。
- ・ 手続費:一括移行(令和6年1月)時には手続費は設定しない(不要)。その後の新規申込み(東西間移転を含む)・卸先事業者変更等の際には、 円/回線。

その他の主要な提供条件

- ・ 提供開始時期:令和6年1月1日(月)(※3)
- ・ 提供地域:全国(NTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本)
- ・ 卸元事業者が卸先事業者を設定するインセンティブ等:なし
- ・ 卸元・卸先の責任分担:利用者対応、個人情報等の取扱い等を規定
- ・ 電気通信回線設備の使用の態様に関する制限、技術的事項:なし
- ・ 受付方法・料金請求方法等の運用については、利用事業者2社との協議を踏まえて決定した内容を提供条件に反映(※4)。
- ・ その他の主要な提供条件については、NTT東日本・西日本のメタルIP電話の通話サービス(小売)と同一。

(※3) NTT東日本・西日本及び利用事業者2社においては、既にも上記提供条件において卸電気通信役務提供契約を締結済み。

(※4) 利用者に対する料金請求が利用の翌々月となる(マイラインでは翌月)等。

検証結果

(A)透明性

- ・ 提供条件の案が全てのマイライン事業者(平成29年度時点)に対して公表された上で、二次答申の考え方を踏まえた事業者間協議での議論を経て決定(※5)。
- (※5) マイライン事業者協議会「マイライン会合」(平成29年11月21日)において案を公表。その後議論が行われ、同会合(令和元年12月10日)において主要な提供条件について合意。その後、NTT東日本・西日本と利用事業者2社間の会合において詳細な提供条件について合意。
- ・ 今次検証で、非公表とすべき理由が認められる部分を除いて主要な提供条件が公表されている。

(B)適正性

- ・ 卸料金は、NTT東日本・西日本の利用者料金との関係で、スタックテストにおける営業費相当額の基準値との関係で問題が認められない水準で設定されており、手続費については、現行のマイライン登録費(800円/回線)と比較して大きな乖離がない水準であることから、卸先事業者がマイライン代替サービスの提供に用いることができると考えられる。
- ・ また、コスト(接続料相当額)との関係は(参考)のとおりであり、卸料金として適正性を欠くものではないと考えられる。
- ・ その他の提供条件については、マイラインと比較した差異(対象呼種の拡大、請求月の差異等)はあるものの、利用者にとっての代替性に影響を及ぼすものではない点か、事業者間協議での議論を踏まえて決定された点に限られる。

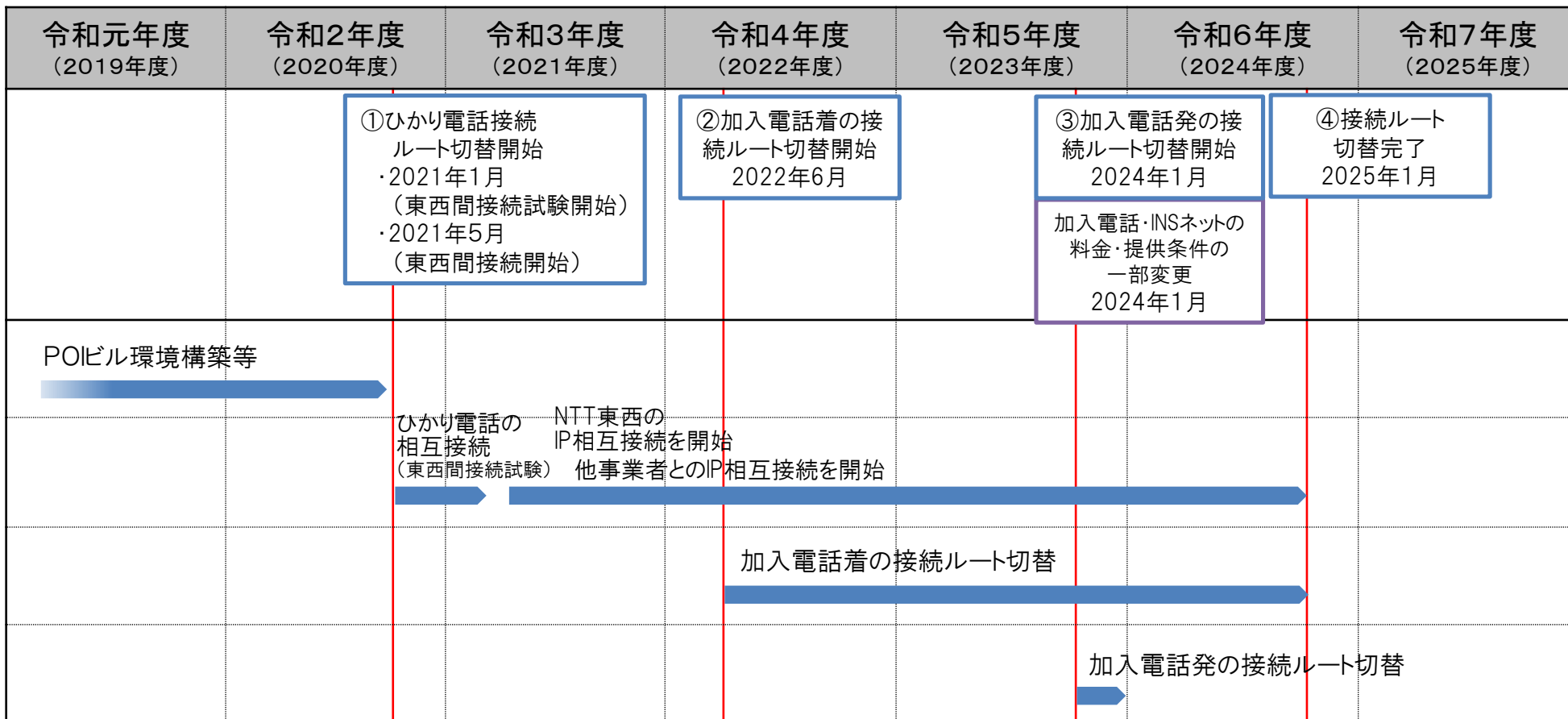
(C)公平性

- ・ 利用事業者2社で提供条件の差異はない。
- ・ NTT東日本・西日本の通話サービス(小売)との差異は、卸提供のために必要な点又は事業者間協議での議論を踏まえて決定された点に限られる。

→ マイライン廃止時点(令和6年1月)においては、メタルIP通話卸によってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる。

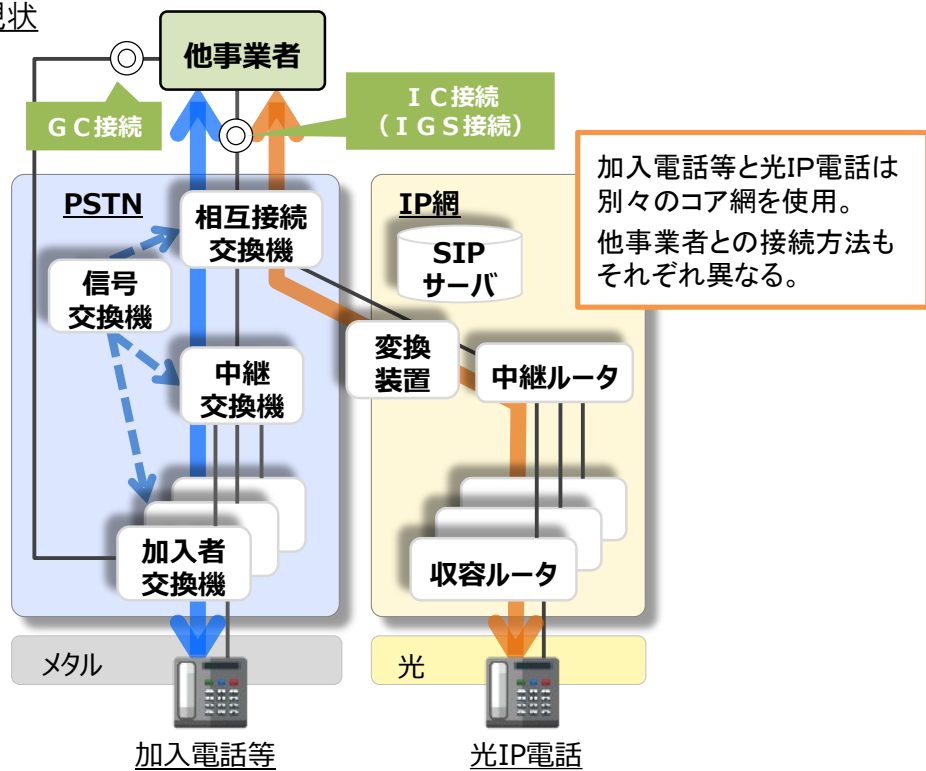
卸料金	
接続料相当額	

- ① ひかり電話のIP相互接続は令和3年1月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年5月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
- ② 加入電話着は令和4年6月から接続ルート切替を開始。
- ③ 加入電話発は令和6年1月から接続ルート切替を開始予定。
(令和6年1月にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更が行われる予定(契約の移行は伴わない)。)
- ④ 令和7年1月にIP網への接続ルート切替が完了する予定。

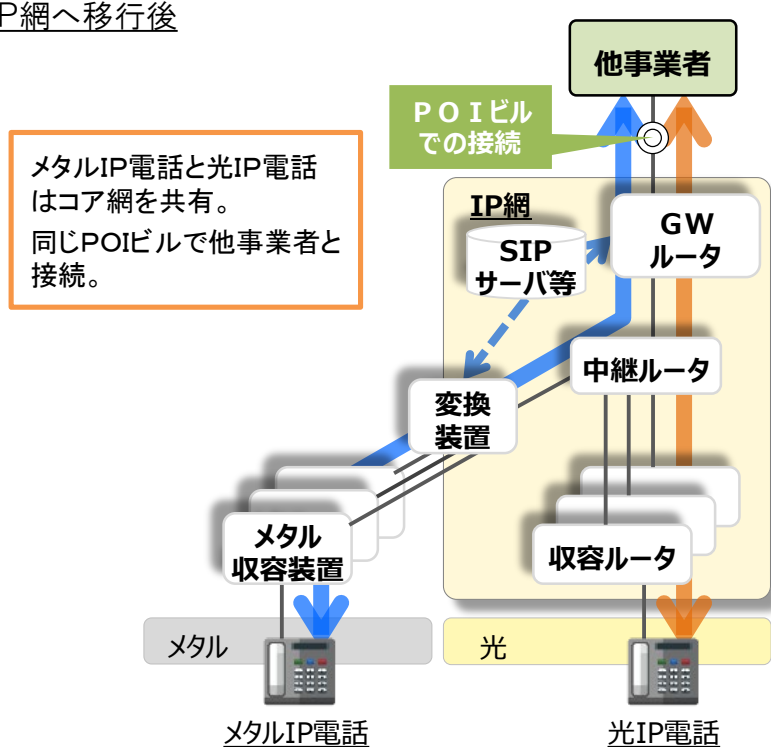


- IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル(東京、大阪の2箇所)における発着二者間の直接接続(双方向接続)となる。
- この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル收容装置と收容ルータを通じて同一のコア網に收容され、他事業者とのPOIも同一となる。

現状



IP網へ移行後



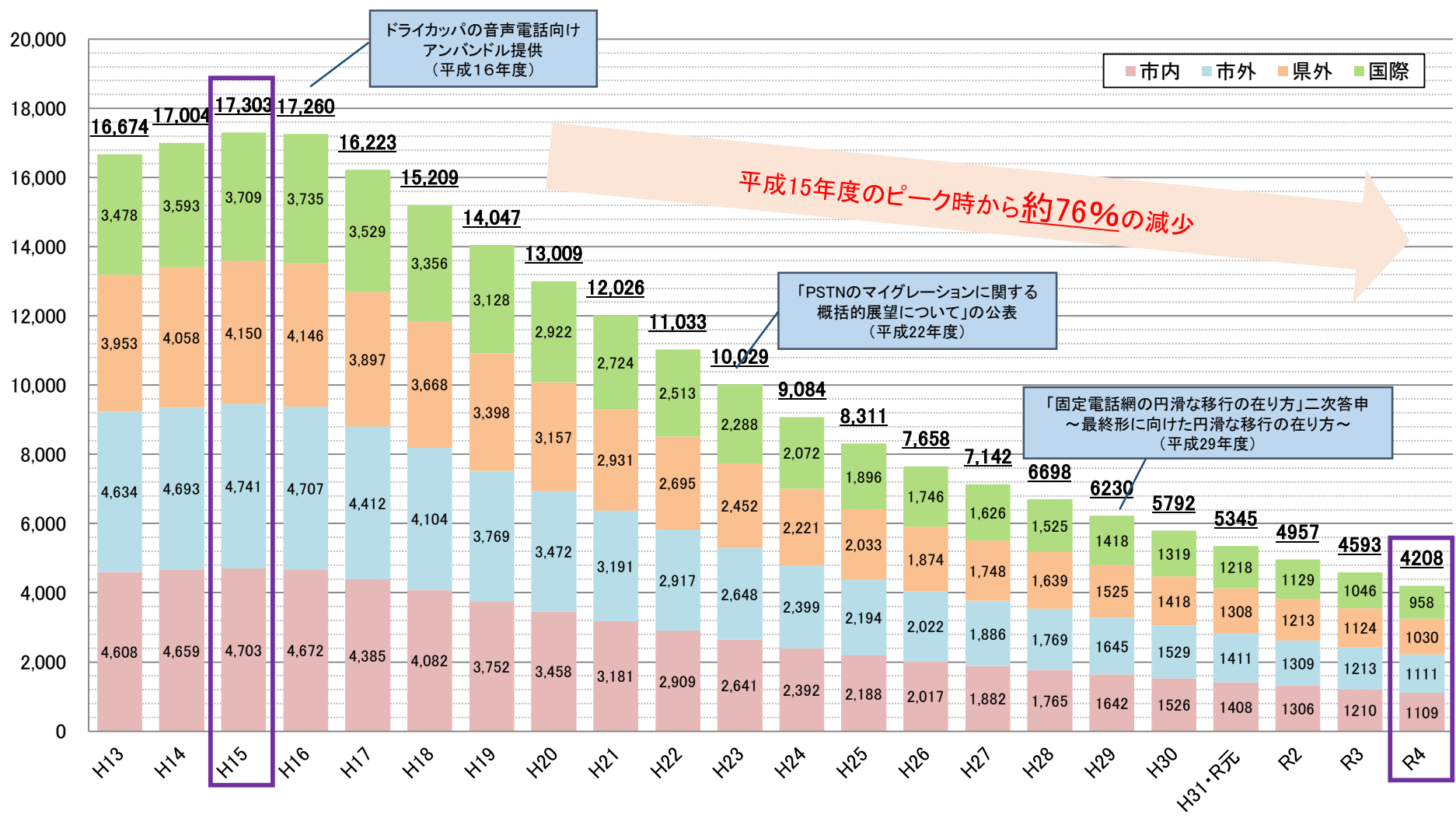
出典：NTT東日本・西日本資料を基に総務省が作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続(300か所以上) IC接続(約100か所)	IGS接続 (IC接続の附随機能)

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 (東京、大阪の2か所)	

(参考)マイライン登録数の推移

- マイラインの登録総数は、ピーク時(平成15年度)の1億7,303万件に比べて、約76%減の4,208万件。
- 各通話区分で見ると、ピーク時は、約3,700万件～約4,700万件であったが、約958万件～約1,100万件に半減。



○参加事業者(7社): NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、楽天、KDDI、ソフトバンク、アルテリア・ネットワークス

(年度末)

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

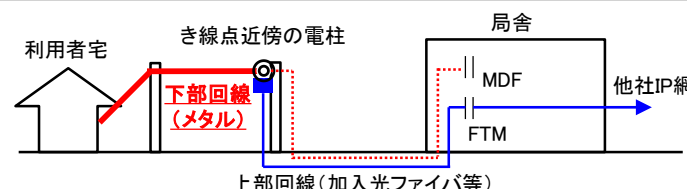
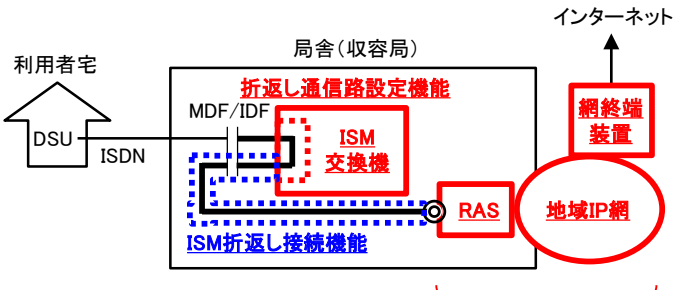
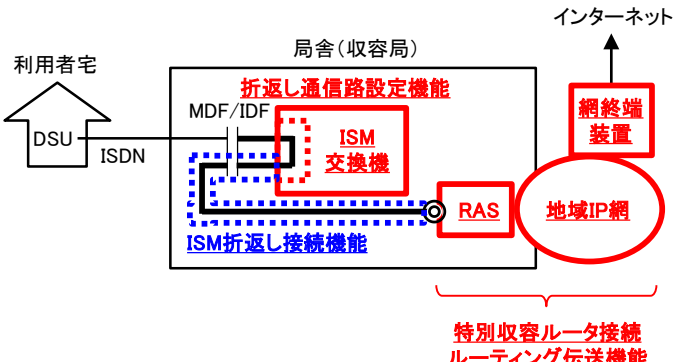
② 利用のない機能の廃止

- 令和5年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更(令和5年1月20日諮問、3月24日答申・認可)において、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がない状態にあり、将来的な利用意向がないことも確認された機能(NTT東日本・西日本の利用部門のみが利用する機能を含む。)について、3条許可を受けて接続料を設定しない取扱い等を行った。

(※1)当該変更に際して情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集及び再意見募集では、当該取扱いに係る関係事業者等の意見はなかった。

- これら機能について省令上法定機能から削除するとともに、これに伴い不要となった標準的な接続箇所及び接続会計の費用区分を削除する。また、何ら法定機能が設定されないこととなるNTT東日本・西日本の「地域IP網」の交換等設備を第一種指定電気通信設備の範囲から除外する。

<廃止する機能>

名称	機能の概要	利用イメージ	利用状況
特別帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR))	FTTR方式(局舎からき線点付近(上部区間)は光ファイバ、き線点付近から利用者宅まで(下部区間)はメタル回線を用いる方式)によるインターネットサービスの提供のため、 <u>下部回線に用いるメタル回線のみを利用する接続機能</u> ※接続料規則改正(平成22年1月8日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> ・接続事業者による利用は平成23年度末まで。 ・利用部門の利用なし。
折返し通信路設定機能(ISM折返し)	ISDNを用いたインターネットサービスの提供のため、局舎に設置された <u>ISM交換機</u> において、データ通信に用いる回線(折返し接続回線)を識別して通信路を設定する接続機能 ※接続料規則制定(平成12年11月16日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> ・接続事業者による利用は平成26年9月まで。 ・利用部門の利用あり。
特別收容ルーティング伝送機能(地域IP網の收容局接続)	NTT東日本・西日本のフレッツADSL・ISDNの提供に用いられる <u>地域IP網</u> について、收容局の接続用装置(RAS)経由で利用する接続機能 ※接続料規則改正(平成13年4月6日)によりアンバンドル ※地域IP網の中継局接続機能については、平成25年5月接続料改定によりアンバンドル機能から削除。		<ul style="list-style-type: none"> ・アンバンドル以降現在まで、接続事業者による利用はなし。 ・利用部門の利用あり。

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案【一種接続料規則】

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一 端末回線伝送機能	(略) 特別帯域透過端末回線伝送機能 第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。)(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
三 削除折返し通信路設定機能	端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に收容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能	Iインタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備
(略)	(略)	(略)
六の二 ルーティング伝送機能	(略) 特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能 他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定收容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)
(略)	(略)	(略)

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備の
 - ✓ 端末回線伝送機能のうち「**特別帯域透過端末回線伝送機能**」(ドライカップのサブアンバンドル) 及び
 - ✓ 「**折返し通信路設定機能**」(ISM折返し)
 - ✓ ルーティング伝送機能のうち「**特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能**」(地域IP網の收容局接続) **を法定機能から削除し、接続料の設定義務を解除。**

(※1) 削除に伴い、削除する法定機能の接続料の設定方法等に関する規定を削除(第17条及び第17条の2の一部改正)するとともに、法定機能の名称を整理(第4条の表の一部改正。特別帯域透過端末回線伝送機能との関係で「一般帯域透過端末回線伝送機能」と呼称していた機能(ドライカップ)について、「帯域透過端末回線伝送機能」に変更)。なお、これに伴う用語の整理を平成13年総務省告示第395号(電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件)において行う(諮問対象外)。

(参考)アンバンドルの考え方

- アンバンドルは、第一種指定設備設置事業者に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないのが基本的な考え方とされている。
- この点、これら機能を継続的にアンバンドルすることは、第一種指定設備設置事業者に過度の経済的負担を与えるものではなく、また、少なくとも現時点においては技術的にも可能であるが、固定電話網のIP網への移行等やメタルサービスの需要縮小等の固定通信分野における状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がなく、将来的な利用意向がないことも確認されたことから、他事業者の要望がないものと認められ、アンバンドルを解除するものである。

(3) 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 削除 第一種指定端末系伝送路設備における、**き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所**
- 三・四 (略)
- 五 削除 第一種指定市内交換局に設置されるIインタフェース加入者モジュール(主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。)における、**第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所**
- 六～十二 (略)

告示改正案【一種指定告示】

次に掲げる電気通信設備であつて、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの

- 一 (略)
- 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備<注:固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備(第一種指定端末系交換等設備)>(デジタル加入者回線アクセス多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置及び特定の packets を識別する機能を提供しないルータ(第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータを除く。))を除く。
- 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備<注:固定端末系伝送路設備を直接収容するもの以外の交換等設備(第一種指定中継系交換等設備)>であつて、次に掲げるもの
 - イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの(ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。)
 - ロ・ハ (略)
- 四～七 (略)

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の**標準的な接続箇所**(技術的条件を適正かつ明確に定めるべき接続箇所(法第33条第4項第1号イ))のうち、
 - ✓ 専ら接続事業者がドライカップのサブアンバンドルを利用するために設定されていたもの(第2号)及び
 - ✓ 専ら接続事業者がISM折返しを利用するために設定されていたもの(第5号)**を削除する。**

(※1)「き線点」とは、地下ケーブルと架空ケーブルの接続点をいう。

規定の趣旨

- ・ **NTT東日本・西日本の地域IP網を構成する交換等設備は、収容局接続のアンバンドル削除により法定機能が何ら設定されなくなるほか、NTT東日本・西日本の利用部門による利用についても「フレッツ・ADSL」及び「フレッツ・ISDN」の提供終了が公表(※2、3)されるなど、他事業者の事業展開・利用者利便の確保の観点から不可欠とは考えられない。**

- ・ よつて、第一種指定電気通信設備の範囲から、**地域IP網を構成する交換等設備、すなわち改正前の一種接続料規則における「特別第一種指定ルータ」(※4)を除外する**(地域IP網を構成する伝送路設備については全てNGN等と共用されており、指定を解除しない)。

(※2) フレッツ・ADSLは令和5年7月31日新規申込受付終了、令和8年7月31日提供終了。「『フレッツ・ADSL』のサービス提供終了日および新規申込受付終了日等について」(令和5年4月21日NTT東日本・西日本報道発表)で公表。

(※3) フレッツ・ISDNは令和6年度末新規申込受付終了、令和8年1月31日提供終了。「『フレッツ・ISDN』のサービス提供終了日および新規申込受付終了日等について」(令和5年7月28日NTT東日本・西日本報道発表)で公表。

(※4) 併せて、一種接続料規則から特別第一種指定ルータ等の定義を削除(一種接続料規則第2条第2項第7号及び第8号)。

省令改正案【一種接続会計規則】

別表第2〔第6条・第8条〕 接続会計財務諸表様式
様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計	第一種指定設備	特別第一種指定設備	(略)	端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	(略)	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行うルータ・チャイナゲ伝送機能に係るもの	(略)	中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	(略)	あちルータ・チャイナゲ伝送機能に係るもの	番号案内データベース及び番号案内設備	折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール	(略)	(略)
	(資産区分略)														

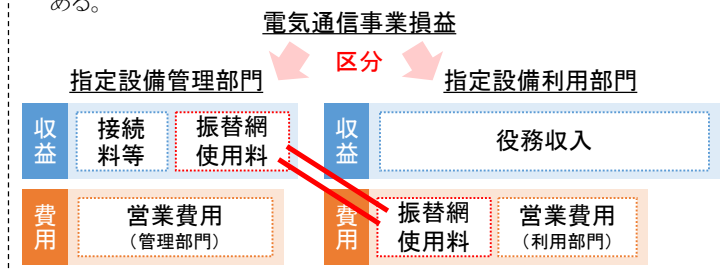
※同表様式第4(設備区分別費用明細表)及び別表第1勘定科目表についても同様に改正

規定の趣旨

- 第一種指定電気通信設備接続会計における設備区分のうち、**削除する法定機能の接続料算定に用いていた設備区分等**
 - ✓ 折返し通信路設定機能に係る設備(ISM折返し関係)
 - ✓ 端末系交換等設備及び中継系交換等設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)(地域IP網の收容局接続関係)
- を削除する。**(ドライカップのサブアンバンドルに関して設定されていた設備区分はない。)
- なお、この削除に関わらず、配賦基準等が変更されることは想定しておらず、引き続き接続会計上適正に資産及び費用は区分されるため、他の法定機能の接続料算定に影響を及ぼさない。

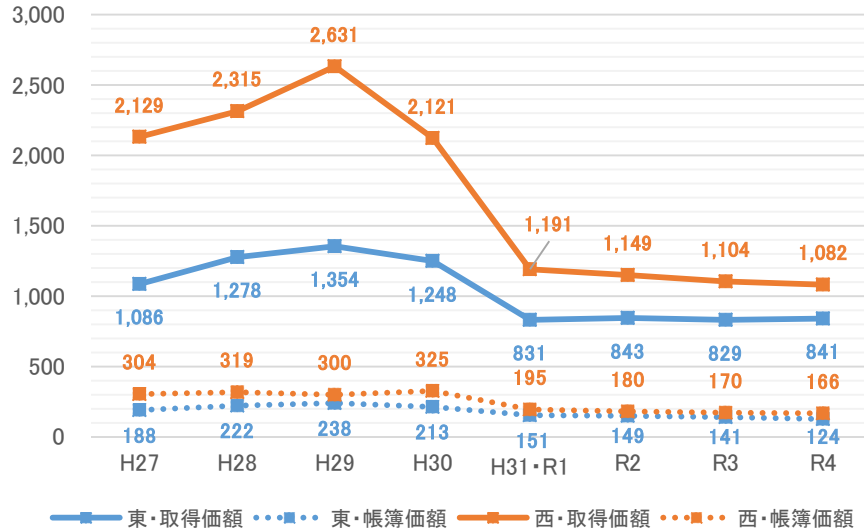
(参考) 一種接続会計

- 第一種指定電気通信設備の接続会計では、指定設備設置事業者の資産・費用・収益を**指定設備管理部門**と**指定設備利用部門**に区分して整理し、指定設備管理部門と指定設備利用部門との間で、指定設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内(振替)取引を**擬制**する。
- これにより、接続料の算定のための**原価測定機能**を有するとともに、指定設備管理部門と指定設備利用部門双方の損益状況を明らかにすることにより、**内部相互補助のモニタリング機能**を有するものである。

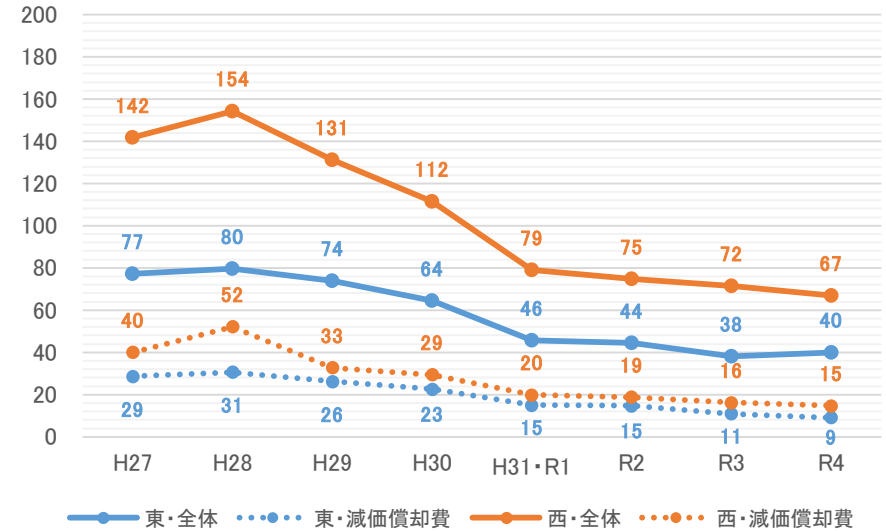


(参考) 削除する設備区分に係る直近の資産・費用

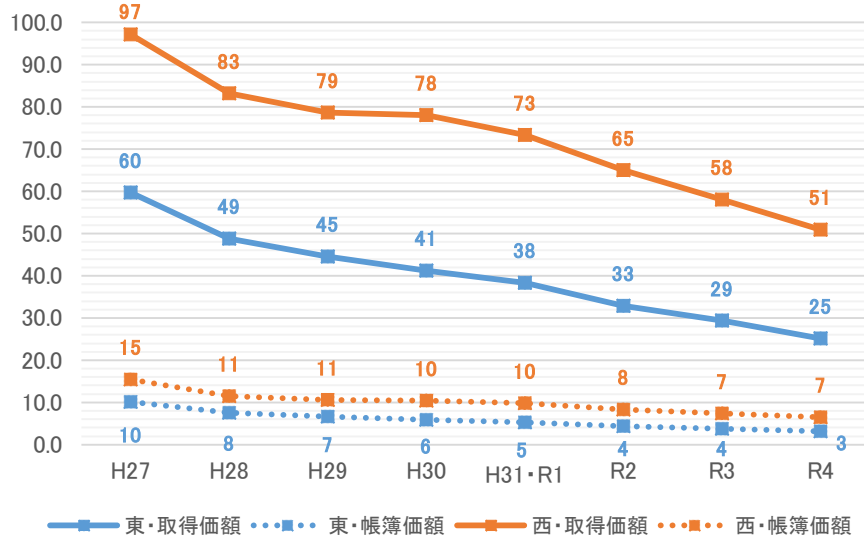
【地域IP網に係る固定資産(億円)】



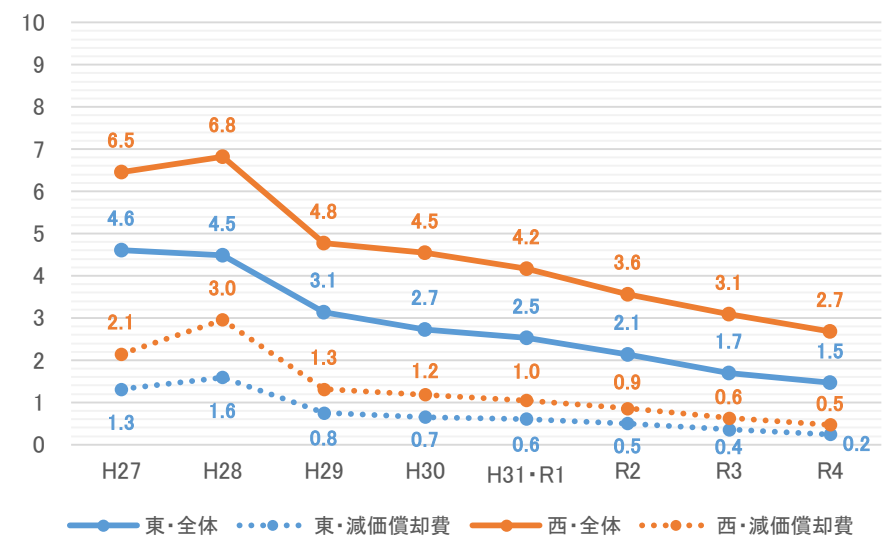
【地域IP網に係る費用(億円)】



【ISM折返しに係る固定資産(億円)】



【ISM折返しに係る費用(億円)】



- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)において見直しを求められている条項をはじめとして、接続・卸関連規制において事業者に求めている事項について、デジタル技術の進展等を踏まえた見直しを行う。

省令改正案【施行規則】

(認可接続約款等の公表)

第23条の8 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、~~営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、~~インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

※第二種指定電気通信設備制度における届け出た接続約款の公表(法第34条第5項)について準用される(施行規則第23条の9の6)。

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第25条の7の2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、前条第四号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件(同号(イを除く。))に掲げる事項に限る。)について契約約款を定め、公表しているものを総務大臣に届け出ることができる。(後略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、~~営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、~~インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

省令改正案【一種接続会計規則】 ※二種接続会計規則についても同様に改正

(接続会計報告書等の公表等)

第10条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書(以下「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後四月以内に書面又は別に定める磁気ディスクにより総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、~~接続会計報告書等の写しを、営業所(商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。)に備え置き、~~接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、その写しを公表しなければならない。五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。事業者は、~~接続会計報告書等の写しを、~~刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公衆の縦覧に供しないこと又は公表しないことができる。

規定の趣旨

- ・ 現在は、
 - ✓ 指定電気通信設備の接続約款の公表(義務)及び
 - ✓ 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する契約約款の公表(任意)は、営業所その他の事業所及びインターネット(指定設備設置事業者のウェブサイト)において行わせている。
- ・ また、指定電気通信設備の接続会計報告書等については、営業所での備え付け及び刊行物の発行等の方法による公表を義務づけている(現在、指定設備設置事業者においてはインターネットにおいても公表)。
- ・ これら約款等については、広く電気通信事業者(指定電気通信設備と接続する事業者のみならず、将来的に接続する電気通信事業者等を含む。)に周知されていることが重要であるものの、その趣旨及び指定設備設置事業者の業務の効率化等の観点を踏まえれば、インターネットにおける公表が行われれば、必要かつ十分(※1)と考えられる。
- ・ よって、これら約款等の公表をインターネットの利用によることとし、その他の規定を削除する(※2)。

(※1) 実際、指定設備設置事業者各社(計8者)によれば、営業所等における閲覧回数については、一部の事業者は記録していないため確認が難しいものの、営業所等における閲覧に関係する問合せについては、いずれの事業者も、少なくとも直近の数年において無いと認識しているとのことである。

(※2) 接続会計報告書の様式においては、報告書を公衆の縦覧に供する場所を記載させているが、接続会計報告書の提出を受けた総務大臣が接続会計報告書の公表場所を確認できるようにするため、今後は公表を行うウェブサイトのアドレスを記載させることとする。

(5) その他所要の規定整備

① 所要の規定整備

- ・ 特定卸電気通信役務に関する協議命令の申立てについて、総合通信局長等を経由して行うことができることとする(施行規則第69条第1項)。(諮問対象外)
- ・ 第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表について、インターネットを利用して行うこととする(施行規則第40条の4の3第2項)。
- ・ その他表現の適正化等(施行規則様式第19の2、一種接続会計規則第2条第2項・第6条第2項)。

② 施行日・経過措置等

附則案

附則

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第一種指定電気通信接続料規則第四条の表二の項の改正規定、第四条、第五条及び第七条の規定は、令和六年三月一日に施行する。

(準備行為)

第2条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「新規則」という。)の施行の際現に電気通信事業法(以下「法」という。)第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、この省令の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日がこの省令の施行後となる場合において、この省令の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

(経過措置)

第3条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定(第十条の規定を除く。)は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

2 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定(第十条の規定を除く。)は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

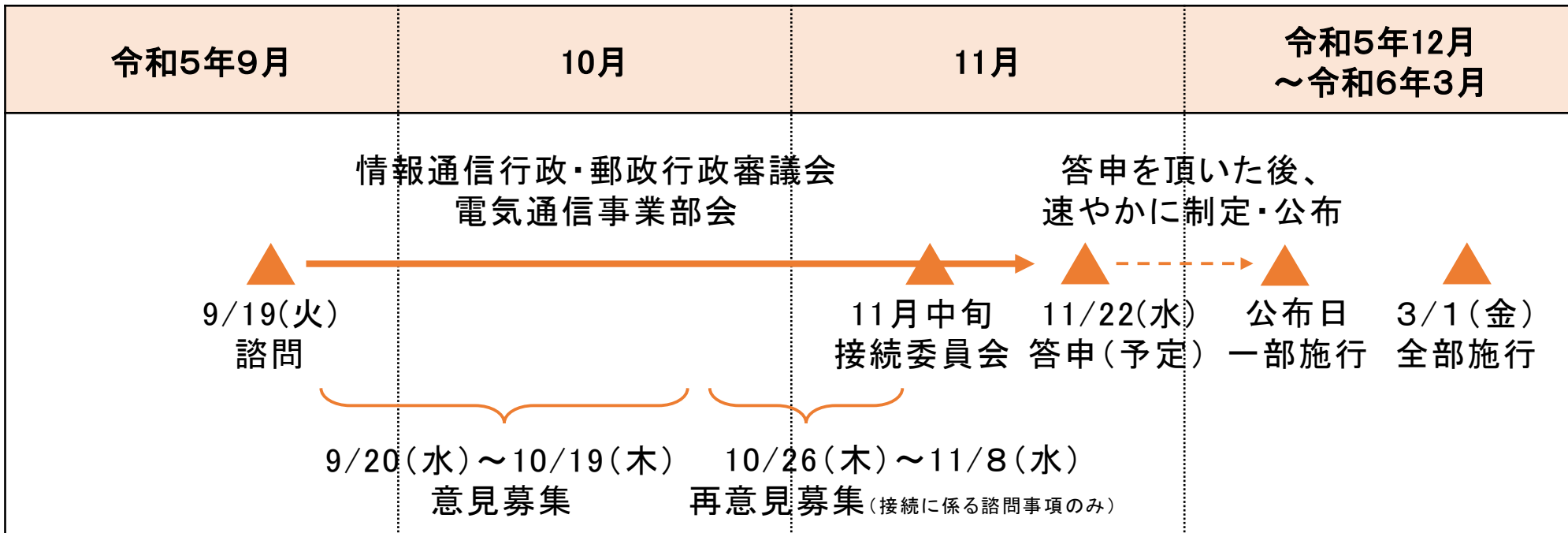
3 この省令の施行の日の属する事業年度に係る日本電信電話株式会社等に関する法律附則第十六条第一項の規定による金銭の交付については、この省令による改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規定の趣旨

- ・ 本省令案の施行日について、
 - ✓ 固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直しにおいて、優先接続機能を法定機能から削除する規定については、令和6年3月1日
 - ✓ それ以外の規定については、公布の日とする(附則第1条)。
- ・ 本省令案による改正を反映した第一種指定電気通信設備の接続約款の変更の認可申請については令和6年1月目途に実施されることが想定されるため、施行日前であっても認可申請を行うことができるようにすることとする(附則第2条)。
- ・ また、一種接続会計規則・二種接続会計規則の改正について、この省令の施行の日以後終了する事業年度(=令和5年4月1日から開始する事業年度)に係る接続会計財務諸表等から適用する(附則第3条第1項・第2項)。

(※1) 接続会計報告書等の公表方法については、公布の日から(現に公表している全ての接続会計報告書等について)見直しが適用される。

(※2) その他、東西均一接続料に係る東西交付金についても、所要の経過措置を規定(附則第3条第3項)。



(参考)接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

(1) 第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し関係

- ・ 第68回会合(令和5年2月20日(月)) 論点提示
- ・ 第70回会合(令和5年3月30日(木)) NTT東日本・西日本からヒアリング
- ・ 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 論点整理

(参考) 令和5年5月22日(月) NTT東日本・西日本による接続約款の変更認可申請(本件に係る3条許可を含む。)

令和5年5月26日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会に諮問(5月27日(土)～6月26日(月)意見募集、6月29日(木)～7月12日(水)再意見募集)

令和5年7月21日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会より答申・同日総務省において認可

(2) 第二種指定電気通信設備の接続料に係る算定根拠等の見直し関係

- ・ 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 論点提示
- ・ 第72回会合(令和5年5月9日(火)) NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及びMVNO委員会からヒアリング
- ・ 第73回会合(令和5年5月30日(火)) MNO各社の現状整理
- ・ 第74回会合(令和5年6月13日(火)) 方針整理